

保医発 0928 第 1 号  
平成 30 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県衛生主管部（局）  
救急医療主管課（部）長  
災害医療主管課（部）長  
周産期医療主管課（部）長  
へき地医療主管課（部）長  
都道府県がん対策主管部（局）  
がん対策主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公 印 省 略)

平成 30 年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続きについて

標記について、地域医療指数（体制評価指数）等の確認に必要な手続きを下記のとおり定め、平成 30 年 10 月 1 日から適用するので、その取扱いについて遺漏のないよう貴管下の保険医療機関等に対し、周知徹底を図りたい。なお、従前の「地域医療指数（体制評価指数）の確認に係る手続きについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け保医発 0929 第 6 号）は、平成 30 年 9 月 30 日限りで廃止する。

## 記

### 1 地域医療指数（体制評価指数）等の確認について

- (1) 地域医療指数とは、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数」（平成 24 年厚生労働省告示第 165 号）に定める機能評価係数Ⅱの項目である地域医療係数を算出する評価指標であり、地域医療計画等における一定の役割を評価する体制評価指数と、地域で発生する患者に対する各病院の患者のシェアを評価する定量評価指数で構成される。

(2) 地域医療指数(体制評価指数)等の確認とは、確認の対象となる病院の毎年10月1日(以下「基準日」という。)における評価項目の参加又は指定等の状況、施設基準の届出状況等を確認するものである。

(3) DPC対象病院は、地域医療指数(体制評価指数)等の確認に係る手続きをしなければならない。なお、DPC対象病院とは、「DPC制度への参加等の手続きについて(平成30年3月26日付け保医発0326第7号)第1の1(1)に掲げる病院をいう。

## 2 地域医療指数(体制評価指数)の評価項目

(1) 以下の事業への参加又は指定等の状況により評価する。

### ① がん

- ・ がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院)、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院(「がん診療連携拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日付け健発0731第1号)に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた病院。)。なお、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院及び東病院は、「都道府県がん診療連携拠点病院」とみなす。
- ・ 小児がん拠点病院(「小児がん拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日付け健発0731第2号)に基づき、厚生労働大臣の指定を受けている病院。)

### ② へき地の医療

- ・ へき地医療拠点病院(「へき地保健医療対策等実施要綱」(平成13年5月16日付け医政発第529号)に基づき、都道府県により指定された病院。)
- ・ 「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日付け医政発0331008号)に基づき、業務の区分「へき地医療」の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院。
- ・ 「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日付け医政発0331008号)に基づき業務の区分「へき地医療」の要件以外の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院又は社会医療法人ではない病院であって、当該通知別添1の業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院。

### ③ 災害時における医療

- ・ 災害拠点病院(「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付け医政発0321第2号)に基づき、都道府県により指定された病院。)
- ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)(「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」(以下「疾病・事業及び在宅医療指針」という。)中、

「災害時における医療体制の構築に係る指針」に規定するチーム。)。なお、都道府県又は政令指定都市が独自に認定する災害派遣医療チーム (DMAT) は届出の対象外とする。

- ・ 広域災害・救急医療情報システム (EMIS) については、「救急医療対策事業実施要綱」(昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号) に基づき、都道府県又は都道府県の委託を受けた法人が整備、運営する広域災害・救急医療情報システム (EMIS) に参加し、災害時に医療施設の状況を入力可能な病院を対象とする。なお、都道府県が運営する「救急医療情報システム」のみの参加は届出の対象外とする。

#### ④ 周産期医療

- ・ 総合周産期母子医療センター（「疾病・事業及び在宅医療指針に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により指定された病院。）。
- ・ 地域周産期母子医療センター（「疾病・事業及び在宅医療指針に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により認定された病院。）。

#### ⑤ 救急医療

- ・ 病院群輪番制病院、共同利用型病院（医療計画において第二次救急医療機関として記載されている病院であって、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号）の要件を満たす病院。）。
- ・ 救命救急センター（「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号）に規定されている病院。）。

### 3 地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続について

地域医療指数（体制評価指数）等の確認は以下の手順で行うこととする。

- ① 1 の（3）に該当する病院は、地域医療指数（体制評価指数）の評価項目の参加又は指定等状況を、様式 1 「救急医療等の参加状況について」（以下、「様式 1」という。）により、平成 30 年 10 月 16 日（火）までに病院の所在地を管轄する都道府県衛生主管部（局）に提出する。
- ② 都道府県衛生主管部（局）は、がん対策主管部（局）と連携の上、病院から提出された様式 1 について、都道府県における登録状況等を記入して提出病院に回答する。ただし、様式 1 の項目 2 「へき地の医療」の「②社会医療法人認定における地域医療の要件」についての回答は不要とする。
- ③ 様式 1 の回答を受けた病院は、様式 1 及び様式 2 「施設基準の届出状況等に係る報告」（以下、「様式 2」という。）を、平成 30 年 11 月 30 日（金）までに病院の所在地を管

轄する地方厚生（支）局医療課に提出する。

- ④ 地方厚生（支）局は、提出された様式 2 の内容を確認し、様式 1 及び様式 2 を平成 30 年 12 月 18 日（火）までに厚生労働省保険局医療課に報告する。
- ⑤ 厚生労働省保険局医療課において、地方厚生(支)局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定し、各医療機関への内示と医療機関別係数（機能評価係数Ⅱ）に係る告示を行う。

施設コード  都道府県名  保険医療機関の名称：

1. 救急医療等の参加状況について

項目	要件	医療機関の届出状況※		都道府県の登録状況※※		都道府県の確認部署名
		参加・指定等状況 有	無	参加・指定等状況 有	無	
1. がん	①がん診療連携拠点病院の指定					
	(1)都道府県がん診療連携拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)地域がん診療連携拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②特定領域がん診療連携拠点病院又は地域がん診療病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③小児がん拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. へき地の医療	①へき地医療拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②社会医療法人認定における地域医療の要件			/	/	
	(1)業務の区分「へき地医療」の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(2)(1)以外の社会医療法人の病院又は社会医療法人以外の病院であって、業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(ア)へき地診療所への医師派遣	派遣実績	人日			
(イ)へき地医療における巡回診療	診療実績	人日				
3. 災害時における医療	①災害拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②災害派遣医療チーム（DMAT）の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③EMIS（広域災害・救急医療情報システム）への参加	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4. 周産期医療	①総合周産期母子医療センターの指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②地域周産期母子医療センターの認定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5. 救急医療	①病院群輪番制病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②共同利用型病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③救命救急センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

2. 医療法上の許可病床数について

項目	医療機関の許可状況※						都道府県の確認部署名※※
	一般病床	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	合計	
病床数	床	床	床	床	床	床	

※ 医療機関において、基準日における各要件への参加・指定等状況の有無のチェック及び医療法第7条の許可病床数を入力すること。

※※ 都道府県において、基準日における当該医療機関の各要件への参加・指定等状況の有無のチェック及び許可病床数について確認を行い、それぞれ確認を行った部署名を記入すること。

標記について、上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地

開設者名  印

保険医療機関の担当者氏名・所属部署・連絡先

フリガナ ( )

氏名 ( )

所属部署 ( )

連絡先 (TEL) ( - - )

連絡先 (FAX) ( - - )

施設コード

都道府県名：

保険医療機関の名称：

1. DPC算定病床数（該当する区分等にチェックするとともに、病床数を記載すること。）

医科点数表に規定する診療料	区分等			病床数	確認部署名 ※地方厚生(支)局にて記入				
A100 一般病棟入院基本料	<input type="checkbox"/> 1のイ（急性期一般入院料1）	<input type="checkbox"/> （急性期1 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （急性期1 夜勤時間特別入院基本料）	床					
	<input type="checkbox"/> 1のロ（急性期一般入院料2）	<input type="checkbox"/> （急性期2 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （急性期2 夜勤時間特別入院基本料）						
	<input type="checkbox"/> 1のハ（急性期一般入院料3）	<input type="checkbox"/> （急性期3 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （急性期3 夜勤時間特別入院基本料）						
	<input type="checkbox"/> 1のニ（急性期一般入院料4）	<input type="checkbox"/> （急性期4 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （急性期4 夜勤時間特別入院基本料）						
	<input type="checkbox"/> 1のホ（急性期一般入院料5）	<input type="checkbox"/> （急性期5 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （急性期5 夜勤時間特別入院基本料）						
	<input type="checkbox"/> 1のヘ（急性期一般入院料6）	<input type="checkbox"/> （急性期6 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （急性期6 夜勤時間特別入院基本料）						
	<input type="checkbox"/> 1のト（急性期一般入院料7）	<input type="checkbox"/> （急性期7 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （急性期7 夜勤時間特別入院基本料）						
	<input type="checkbox"/> 2のイ（地域一般入院料1）	<input type="checkbox"/> （地域1 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （地域1 夜勤時間特別入院基本料）						
	<input type="checkbox"/> 2のロ（地域一般入院料2）	<input type="checkbox"/> （地域2 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （地域2 夜勤時間特別入院基本料）						
	<input type="checkbox"/> 2のハ（地域一般入院料3）	<input type="checkbox"/> （地域3 夜勤時間超過減算）	<input type="checkbox"/> （地域3 夜勤時間特別入院基本料）						
	<input type="checkbox"/> 特別入院基本料	<input type="checkbox"/> 通則8の規定に該当							
	A104 特定機能病院入院基本料	<input type="checkbox"/> 1のイ（7対1）	<input type="checkbox"/> 1のロ（10対1）			<input type="checkbox"/> 通則8の規定に該当	床		
	A105 専門病院入院基本料	<input type="checkbox"/> 1（7対1）	<input type="checkbox"/> 2（10対1）			<input type="checkbox"/> 3（13対1）	<input type="checkbox"/> 通則8の規定に該当	床	
	A300 救命救急入院料	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2			<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	床	
A301 特定集中治療室管理料	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	床				
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2			床				
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	<input type="checkbox"/>				床				
A301-4 小児特定集中治療室管理料	<input type="checkbox"/>				床				
A302 新生児特定集中治療室管理料	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2			床				
A303 総合周産期特定集中治療室管理料	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2			床				
A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料	<input type="checkbox"/>				床				
A305 一類感染症患者入院医療管理料	<input type="checkbox"/>				床				
A307 小児入院医療管理料	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	床				
合 計				床					

（注1）DPC算定病床数について、休止病床は考慮せず、地方厚生（支）局への医療保険届出病床数を記載すること。  
 （注2）DPC算定病床数について、入院基本料（A100からA106）には特定入院料（A300からA317）及び短期滞在手術等基本料（A400）を算定する病床は含まない。

2. 高度・先進的な医療の提供（該当する病院のみ入力）

項目	いずれにも該当する	医師主導治療の実施 （10例以上の実績がある場合のみ記載）	先進医療の実施 （10例以上の実績がある場合のみ記載）	患者申出療養に係る意見書の作成 （1例以上の実績がある場合のみ記載）
① 10例以上の医師主導治療の実施、10例以上の先進医療の実施、1例以上の患者申出療養に係る意見書の作成	<input type="checkbox"/>	例	例	例
項目	いずれかに該当する	治療の実施 （20例以上の実績がある場合のみ記載）	先進医療の実施 （10例以上の実績がある場合のみ記載）	患者申出療養の実施 （10例以上の実績がある場合のみ記載）
② 20例以上治療の実施、10例以上の先進医療の実施、10例以上の患者申出療養の実施	<input type="checkbox"/>	例	例	例

3. 病院情報の公表状況（公表している病院のみ入力）

項目	「病院情報の公表」WebページのURL
自院のホームページ上でデータの集計値を公表している病院	

4. 今後の合併・分割及び病床数の増減予定（該当する病院のみ入力）

合併等の区分	合併等の時期		申請書の提出時期	
	平成	年 月	平成	年 月

標記について、上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地

開設者名  印

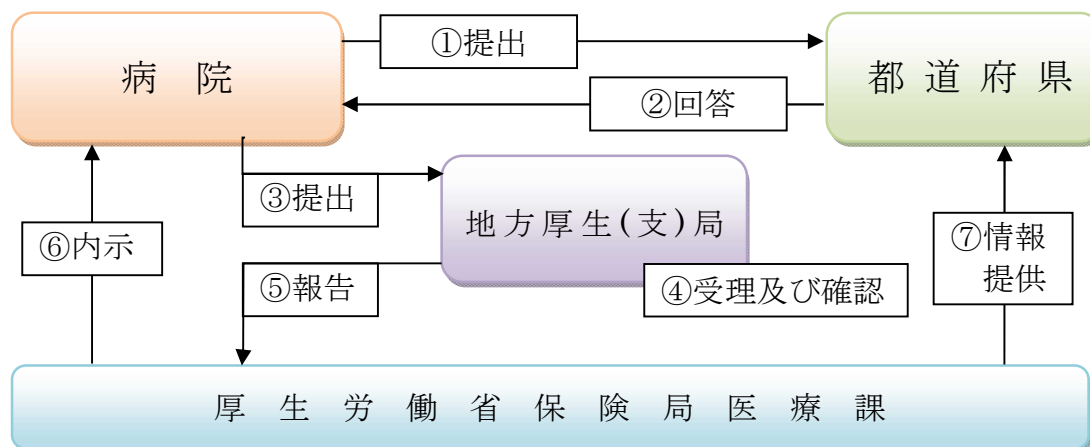
保険医療機関の担当者氏名・所属部署・連絡先  
 フリガナ ( )  
 氏名 ( )  
 所属部署 ( )  
 連絡先 (TEL) ( ) ( ) ( )  
 連絡先 (FAX) ( ) ( ) ( )

保険医療機関ホームページのURL

## 平成 30 年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認手順

- ① 各病院は、様式 1「救急医療等の参加状況について」を病院の所在地を管轄する都道府県に提出する。
- ② 都道府県は、提出された様式 1 の都道府県における登録状況を確認し、その結果について各病院に回答する。
- ③ 各病院は、都道府県から回答のあった様式 1 と、様式 2「施設基準の届出状況等に係る報告」を病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局に提出する。
- ④ 地方厚生（支）局は、提出された様式 2 の内容を確認する。
- ⑤ 地方厚生（支）局は、様式 1 と様式 2 を厚生労働省保険局医療課に報告する。
- ⑥ 保険局医療課において、地方厚生（支）局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定し、各病院への内示と医療機関別係数に係る告示を行う。
- ⑦ 保険局医療課は、集計結果について、都道府県に情報提供を行う。

### 【確認手順図】



### 【スケジュール】

		日 程
平成 30 年	10 月	①各病院は「様式 1」を都道府県に提出する（10 月 16 日（火）まで）
	11 月	②都道府県は「様式 1」の確認結果を病院に回答する ③各病院は都道府県の確認を得た「様式 1」と「様式 2」を地方厚生(支)局に提出する（11 月 30 日（金）まで）
	12 月	④地方厚生(支)局は「様式 2」を確認する ⑤地方厚生(支)局は「様式 2」の確認結果と「様式 1」を厚生労働省保険局医療課に報告する。（12 月 18 日（火）まで）
平成 31 年	1～2 月	厚生労働省において地域医療指数（体制評価指数）等の集計を行う ⑥平成 31 年度医療機関別係数を各病院に内示
	3 月	平成 31 年度医療機関別係数に係る告示
	4 月以降	⑦都道府県に確認結果を情報提供する